

鳥取市民間ギャラリー活用奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市民間ギャラリー活用奨励金（以下「本奨励金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本奨励金は、民間ギャラリーの運営維持及び本市の文化芸術活動の担い手の発掘・育成に資することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、民間ギャラリーとは、使用料・手数料を徴収し、一定期間ごとにスペースを貸し出すことにより美術工芸作品等を展示する常設の施設で、民間事業者により運営されるものをいう。

(交付対象者)

第4条 本奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、本市に在住し美術工芸作品等の創作活動を行っている者をいう。

(交付対象事業)

第5条 本奨励金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、市内の民間ギャラリーにおいて実施される、交付対象者自身の作品を含む美術工芸作品等を展示する事業とする。

(奨励金の交付)

第6条 本奨励金の交付は、交付対象者につき、1年度2回までとする。

(交付対象経費)

第7条 交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に係る人件費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告料、手数料、委託料、使用料、賃借料、その他交付対象事業の実施に必要と認められる経費とする。ただし、作品の制作に係る経費は除く。

(奨励金の額等)

第8条 本奨励金の額は、交付対象経費の額に10分の5を乗じて得た額以内で算定し、10万円を上限として、予算の範囲内において交付する。

2 前項の本奨励金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(奨励金交付申請の時期等)

第9条 本奨励金の交付申請は、原則として交付対象事業を実施する20日前までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別記様式によるものとする。

(承諾を要しない変更)

第10条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本奨励金の増額

(2) 本奨励金の2割を超える減額

(着手届)

第11条 本奨励金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は要しない。

(概算払)

第12条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本奨励金は、概算払により交付することができる。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、交付対象事業の完了後30日以内又は本奨励金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本奨励金の交付に必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月14日から施行する。